

別表 7-1

融資主体支援タイプにおける配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a 300 万円以上	1 経営体につき 1 点
	b 600 万円以上	1 経営体につき 2 点
	イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a 3 %以上	1 経営体につき 1 点
	b 10%以上	1 経営体につき 2 点
	c 15%以上	1 経営体につき 3 点
	d 20%以上	1 経営体につき 4 点
	e 30%以上	1 経営体につき 5 点
	ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	
	a 100 万円以上	1 経営体につき 1 点
	b 200 万円以上	1 経営体につき 2 点
	c 300 万円以上	1 経営体につき 3 点

	d 400 万円以上	1 経営体につき 4 点
	e 500 万円以上	1 経営体につき 5 点
	(イ) 目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。	
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50 万円) 以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の 10%増し以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の 20%増し以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の 30%増し以上	1 経営体につき 4 点
	e 基準額の 40%増し以上	1 経営体につき 5 点
② 経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より 4 ha (施設園芸作の場合は 20%、果樹作の場合は 10%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 5 点
	b 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より 2 ha (施設園芸作の場合は 10%、果樹作の場合は 5%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 4 点
	c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より 4 ha (施設園芸作の場合は 20%、果樹作の場合は 10%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 3 点
	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より 2 ha (施設園芸作の場合は 10%、果樹作の場合は 5%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 2 点

	e 上記 a から d までに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 1 点
③ 労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。	
	a 目標年度までに 10%以上削減することとしている。	1 経営体につき 1 点
	b 目標年度までに 20%以上削減することとしている。	1 経営体につき 2 点
	c 目標年度までに 50%以上削減することとしている。	1 経営体につき 3 点
④ 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBAL G. A. P. 又は ASI AGAP の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している。	1 経営体につき 1 点
	エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1 経営体につき 1 点
	オ 有機 JAS の認証を受けている又は目標年度までに認証を受けることとしている。	1 経営体につき 1 点

⑤ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50 歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が 50 歳以下である場合に限る。）は、2 点 b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合は、1 点
⑥ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 経営体につき 1 点 なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1 点加点する。
⑦ 女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1 経営体につき 3 点
⑧ 輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

2 「④経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

別表 7-2

融資主体支援タイプ（農業支援サービス事業体）における配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 農作業受託面積の拡大	ア 目標年度までに拡大する農作業受託面積が、以下のいずれかとなっている。	
	a 2ヘクタール以上	1 経営体につき 1 点
	b 4ヘクタール以上	1 経営体につき 2 点
	c 6ヘクタール以上	1 経営体につき 3 点
	d 8ヘクタール以上	1 経営体につき 4 点
	e 10ヘクタール以上	1 経営体につき 5 点
	f 12ヘクタール以上	1 経営体につき 6 点
	g 14ヘクタール以上	1 経営体につき 7 点
	h 16ヘクタール以上	1 経営体につき 8 点
	i 18ヘクタール以上	1 経営体につき 9 点
	j 20ヘクタール以上	1 経営体につき 10 点
	イ 目標年度までの農作業受託面積の拡大率が、以下のいずれかとなっている。	新規参入する農業支援サービス事業体の場合は、以下の区分によらず 10 点を加点する。
	a 5%以上	1 経営体につき 1 点
	b 10%以上	1 経営体につき 2 点
	c 15%以上	1 経営体につき 3 点
	d 20%以上	1 経営体につき 4 点
	e 25%以上	1 経営体につき 5 点

	f 30%以上	1 経営体につき 6 点
	g 35%以上	1 経営体につき 7 点
	h 40%以上	1 経営体につき 8 点
	i 45%以上	1 経営体につき 9 点
	j 50%以上	1 経営体につき 10 点
② 受託可能な農作業の種類	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a 2種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 経営体につき 5 点
	b 3種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 経営体につき 10 点
	c 4種類以上の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 経営体につき 15 点
③ 集約化等への誘導	農業者が委託する農地について、集約化や面積の拡大、委託する農作業の種類の拡大を促す料金設定等の工夫がある。	1 経営体につき 5 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として農業支援サービス事業体の取組全体を対象として算定するものとする。

- 2 「②受託可能な農作業の種類」の対象となる農作業は、1. 耕起・代かき（整地）、2. 田植又は播種（定植）、3. 病虫害防除、4. 施肥（他作業と併せて行う場合を除く。）、5. 除草、6. 収穫等とする。

別表 7-3

融資主体支援タイプ（集約型農業経営優先枠）における配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 1 ha 当たり付加価値額の拡大	目標年度における1 ha 当たり付加価値額が、以下のいずれかとなっている。	
	a 50 万円以上 100 万円未満	1 経営体につき 1 点
	b 100 万円以上 150 万円未満	1 経営体につき 2 点
	c 150 万円以上 200 万円未満	1 経営体につき 3 点
	d 200 万円以上 250 万円未満	1 経営体につき 4 点
	e 250 万円以上 300 万円未満	1 経営体につき 5 点
	f 300 万円以上 350 万円未満	1 経営体につき 6 点
	g 350 万円以上 400 万円未満	1 経営体につき 7 点
	h 400 万円以上 450 万円未満	1 経営体につき 8 点
	i 450 万円以上 500 万円未満	1 経営体につき 9 点
	j 500 万円以上	1 経営体につき 10 点
② 労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。	
	a 目標年度までに 10%以上削減することとしている。	1 経営体につき 1 点
	b 目標年度までに 20%以上削減することとしている。	1 経営体につき 2 点
	c 目標年度までに 50%以上削減することとしている。	1 経営体につき 3 点

③ 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBALG. A. P. 又はAS IAGAP の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している。	1 経営体につき 1 点
	エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1 経営体につき 1 点
	オ 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けることとしている。	1 経営体につき 1 点
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50 歳までに就農した者である場合（法人にあつては、役員の過半が 50 歳以下である場合に限る。）は、2 点 b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合は、1 点
⑤ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 経営体につき 1 点 なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1 点加点する。

⑥ 女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1 経営体につき 3 点
⑦ 輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点
⑧ 水田農業高収益化推進計画との連携	本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画が地方農政局長等により承認されており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

4 水田農業高収益化推進計画とは、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく計画をいう。

別表 8－1

地区配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 認定農業者等への農地集積	事業実施要望地区内における、認定農業者等に対する現状の農地集積率が80%以上である。	2点を加点する。
② 農地集積割合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区内の農地集積の取組を進め、3年度前より認定農業者等への農地集積率が1割以上増加している。	1点を加点する。 なお、左記のうち、事業実施前1年度内に増加した農地集積面積に占める農地中間管理機構を活用している割合により、以下のとおり加点する。 a 3割以上の場合は、1点 b 5割以上の場合は、2点 c 8割以上の場合は、3点

注： 事業実施要望地区とは、別記のⅠの第1の2の事業実施地区となることが見込まれる地区をいう。

別表 8－2

地区配分基準表（集約型農業経営優先枠）

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 中山間地域における取組	事業実施要望地区が、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域である。	2 点を加点する。
② 農地の集約化等の取組の緊急性	以下のいずれかに該当している。	
	ア 事業実施要望地区内の将来の農地の出し手・受け手の状況が把握されており、認定農業者等が引き受けきれない面積が引き受けられる面積より 1 割以上多い。	1 点を加点する。
	イ 事業実施要望地区内の将来の農地の出し手・受け手の状況が把握されており、認定農業者等が引き受けきれない面積が引き受けられる面積より 2 割以上多い。	2 点を加点する。
	ウ 事業実施要望地区内の将来の農地の出し手・受け手の状況が把握されており、認定農業者等が引き受けきれない面積が引き受けられる面積より 3 割以上多い。	3 点を加点する。

注：1 事業実施要望地区とは、別記の I の第 1 の 2 の事業実施地区となることが見込まれる地区をいう。

2 ①は、事業実施要望地区のすべてが中間農業地域又は山間農業地域に分類されている場合に加点するものとする。